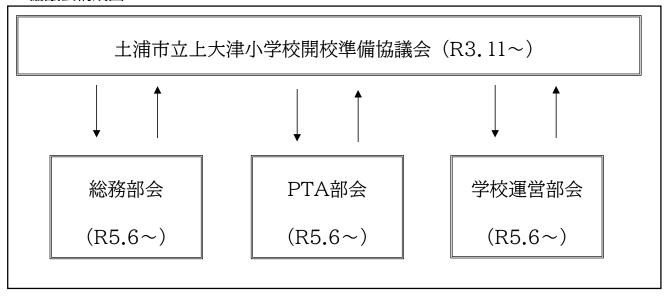
土浦市立上大津小学校開校準備協議会設置要綱について

1 協議会構成図



2 検討部会の委員構成

検討部会	構成	協議事項	
総務部会(8人)	PTAの代表者(3人) 学区の代表(2人) 教職員代表(3人)	校名 、校歌、校章、校旗、閉校・開校 記念式典など	
PTA部会(8人)	PTAの代表者(4人) 学区の代表(2人) 教職員代表(2人)	PTA組織編成、通学路安全対策、 スクールバス運行など	
学校運営部会(7人) 教職員代表(7人)		学校運営方針、移転準備、備品等移動など	

十浦市立上大津小学校開校準備協議会設置要綱

令和3年10月28日土浦市教育委員会告示第14号

(設置)

第1条 土浦市立上大津東小学校及び土浦市立菅谷小学校(以下これらを「統合対象校」という。)の統合(以下「統合」という。)を円滑に実施するとともに、統合に伴い新たに設置する土浦市立上大津小学校(次条及び別表において「上大津小学校」という。)の開校に必要な事項について協議するため、土浦市立上大津小学校開校準備協議会(以下「協議会」という。)を置く。

(所掌事項)

- 第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議する。
 - (1) 上大津小学校の校歌、校訓、校章及び校旗に関すること。
 - (2) 上大津小学校の運営方針及び教育計画に関すること。
 - (3) 上大津小学校の通学路及びスクールバスの運行に関すること。
 - (4) 上大津小学校のPTA組織の運営方針に関すること。
 - (5) 統合に向けた移転準備に関すること。
 - (6) 統合対象校の閉校及び上大津小学校の開校に係る式典行事に関すること。
 - (7) 統合対象校の歴史の継承に関すること。
 - (8) 前各号に掲げるもののほか、統合及び上大津小学校の開校に関し必要な事項

(組織)

- 第3条 協議会は、委員20人以内をもって組織する。
- 2 委員は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱する。
 - (1) 統合対象校の校長
 - (2) 統合対象校の教頭
 - (3) 統合対象校の教務主任
 - (4) 統合対象校のPTAの代表者
 - (5) 統合対象校の学区内にある地区の代表者
 - (6) 土浦市立土浦第五中学校(次号及び別表において「第五中学校」という。) の校長
 - (7) 第五中学校のPTAの代表者

- (8) 前各号に掲げる者のほか、教育委員会が必要と認める者(任期)
- 第4条 委員の任期は、委嘱された日から第2条に規定する所掌事項が終了する日までとする。
- 2 前条第2項第1号から第3号まで及び第6号に掲げる委員は、委嘱当時の職を退 いたときは、委員の資格を失うものとする。

(会長及び副会長)

- 第5条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。
- 2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

- 第6条 協議会の会議(以下この条において「会議」という。)は、必要に応じて会長が招集する。
- 2 会長は、会議の議長となる。
- 3 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(検討部会)

- 第7条 第2条に規定する所掌事項に関する調査及び検討を行うため、協議会に検討 部会(以下「部会」という。)を置く。
- 2 部会の名称、部会員、調査及び検討の項目及び内容は、別表のとおりとする。
- 3 各部会は、部会長、副部会長及び部会員をもって組織する。
- 4 各部会の部会長、副部会長及び部会員は、委員のうちから会長がそれぞれ指名する。
- 5 各部会の部会長は、会務を総理し、各部会における調査及び検討の結果を協議会 に報告する。
- 6 各部会の副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき、又は部会長が 欠けたときは、その職務を代理する。
- 7 各部会の会議は、部会長が招集し、その議長となる。
- 8 部会長は、必要があると認めるときは、部会の会議に部会員以外の者の出席を求め、その説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 協議会及び部会の庶務は、学務課において処理する。

(委任)

第9条 この告示に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

付 則

(施行期日)

1 この告示は、令和3年11月1日から施行する。

(最初の会議)

2 第6条第1項の規定にかかわらず、最初の会議は、教育長が招集し、第5条第1項の規定により会長を定めるまでの間、会議の議長となる。

(この告示の失効)

3 この告示は、第2条に規定する所掌事項が終了した日に、その効力を失う。

付 則(令和6年3月29日教委告示第3号)

この告示は、令和6年4月1日から施行する。

別表 (第7条関係)

部会の名称	部会員	調査及び検討の項目	調査及び検討の内容
び第五 ¹ の校長、 象校及 ⁷ 中学校 ⁶ Aの代表 びに統合	統合対象を を対象中の を対象を をがる をがるを をがると をがると をがると をがると をがると をがると をがると をがると をがると をがると をがると をがると をがると をがると をがると をがると をがると をがると をがると をがと をがと をがと をがると をがををがと をがををがる をがを をがををがると をがをがををがををがををがををがををがををがをがををがををがををがをがををがを	上大津小学校の校歌、校訓、校章及び校旗に関すること。	上大津小学校の校歌、 校訓、校章及び校旗の 選定 統合対象校の閉校式及 び上大津小学校の開校 式の開催
		統合対象校の歴史の継 承に関すること。	統合対象校の歴史の継 承方法
学校運営部会	統合対象校の 校長、教頭及び 教務主任並び に第五中学校	上大津小学校の運営方 針及び教育計画に関す ること。	1 学校教育目標の設定及び校則の制定2 教育課程及び学級の編制

		Г	
	の校長		3 予算、校務分掌、学校務分掌、学校務分掌、学校の他の学校の構築 4 学校ではいるでは、一切では、一切では、一切では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、で
		統合に向けた移転準備に関すること。	 児童及び教職員の事前の交流活動 移転準備期間中の学校行事その他の事業の調整及び実施 移転計画並びに備品及び学校図書等の引越し
PTA部会	統合対象校の 教頭及び教務 主任並びに統 合対象校の P T A の代表者	上大津小学校の通学路 及びスクールバスの運 行に関すること。 上大津小学校のPTA 組織の運営方針に関す ること。	通学路等の安全対策及 びスクールバスの運行 計画 PTA組織の編成、役 員の選出、事業計画及 び規約等の制定